大規模事業評価の答申への対応方針について

令和2年10月16日に岩手県政策評価委員会に諮問し、同年12月14日に答申を受けた 大規模事業の事前評価について、次のとおり対応方針を決定しましたのでお知らせします。

1 対応方針

・「小屋畑川広域河川改修事業(久慈市)」(県土整備部所管) 答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を実施する。

2 【参考】岩手県大規模事業評価専門委員会における審議経過

- 令和2年10月22日 第4回専門委員会(諮問審議)
- ・ 令和2年12月9日 第5回専門委員会(継続審議・答申案の検討)

大規模事業の事前評価の答申への対応方針

内容	対応方針
令和2年10月16日付け政第120号で諮問のあった大規模公共事業の事前評価について、次のとおり答申します。 記 1 小屋畑川広域河川改修事業(久慈市)	答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を実施する。
【審議結果】 「事業実施」とした県の評価は妥当と認められる。	